下松市民憲章推進協議会
サポーターの募集について（趣意書）

拝啓

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

下松市民憲章は、昭和４４年１１月３日、当時の下松青年会議所が中心となり、下松市制施行３０周年を機に制定されました。市民憲章には、市民性の向上、お互いの幸せ、そして市民躍進の願いが込められています。

以来、当会では、市民憲章モデル団体への活動助成金の交付及び看板の設置、市内の公共機関を中心とした市民憲章パネルの設置、市内各行事に対する後援、助成等、様々な事業を展開しております。

現在、当会の事業は、加盟団体の皆様からいただいた会費及び下松市からの助成金を中心に運営されております。

加えて、平成２４年度から、一人でも多くの市民が「市民憲章によるまちづくり」に参加することに意義があるという趣旨のもと、当会の「サポーター」を募らせていただいております。平成２５年度からはサポーターの皆様からいただいた賛助金も活用して、中学生と地域の大人による「世代を超えて“市民憲章”を考えるフォーラム」の開催や、「市内ハイキング事業」、「映画放映事業」を実施いたしました。今年度は、昨年度に引き続き、幼稚園や保育園等と協力し、花育活動事業を実施する予定です。

つきましては、出費多端な折、誠に恐縮ですが、趣旨を御理解の上、御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和４年５月

下松市民憲章推進協議会
会長　永田　憲男

下　松　市　民　憲　章

（昭和 44 年 11 月 3 日制定）

わたくしたち　下松市民は

英知と　友愛と　勇気をもって

☆　きまりを守り　　明るいまちをつくる

☆　花と緑を愛し　　美しいまちをつくる

☆　スポーツに親しみ　健やかなまちをつくる

☆　生産に励み　　豊かなまちをつくる

☆　若い力を育て　　伸びゆくまちをつくる

下松市民憲章推進協議会「サポーター」募集要項

◆名称

・下松市民憲章推進協議会　サポーター

◆賛助金（年間）

・１口　５００円

◆応募方法

・ 納入書にて応募

⇒市民憲章推進協議会事務局（下松市役所５階①番窓口）に設置してある納入書にて応募をしていただきます。賛助金は、市民憲章推進協議会事務局又は下松市指定金融機関山口銀行窓口（下松市役所１階）で納入できます。

◆賛助金の使途

①市内公共施設に市民憲章パネルの設置、修繕

②市民憲章サポーター事業の実施

③市民憲章実践者表彰の実施

④市民憲章だよりの配付　等

◆お問合せ先

〒744-8585 下松市大手町 3-3-3

下松市民憲章推進協議会事務局（市役所５階①番窓口：下松市教育委員会生涯学習振興課内）

TEL：0833 - 45 - 1870　　FAX：0833 - 45 - 1865